# 新型コロナウイルス感染症対応 マニュアル

2020 年 8 月 学校法人早稲田医療学園 人間総合科学大学 早稲田医療技術専門学校

# 目 次

1. 本マニュアルの位置づけ・・・・・・・2
2. 新型コロナウイルス感染症に対する学園の対応方針・・・・・・・2
3. 学生 ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合・・・・・・・5 ・
・新型コロナウイルス感染症と診断された場合・・・・・・・・・・10
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合・・12
4. 教職員 ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合・・・・・・・15
・新型コロナウイルス感染症と診断された場合・・・・・・・・・・20
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合・・22

## 1. 本マニュアルの位置づけ

学校法人早稲田医療学園の役員、教職員、学生、他機関から来校中の研究者及び本学施設で業務に従事している者(以下「構成員」という。)が、自ら感染しない、他人に感染させないために取るべき行動をリスクレベルに応じて示すとともに、万が一、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は罹患したと疑われる場合の対応については、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に定めるもののほか、本マニュアルによるものとする。

なお、本マニュアルに定めのない事項については、随時対策を決定するものと する。

また、本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症の首都圏における感染等の 状況等によっては、対応を随時見直し、改訂するものとする。

- 3. 新型コロナウイルス感染症に対する早稲田医療学園の対応方針
- ・新型コロナウイルスが発生、拡大、蔓延、爆発するリスクレベルに対する本学の対応方針は次頁のとおりとする。
- ・リスクレベルに対応する判定の内容は目安であり、その他の状況を勘案し、 総合的に判断して該当するレベルを決定することとする。
- ・新型コロナウイルスの感染状況に基づき判定の目安が移行し、リスクレベルが上位から下位へ下がる場合であっても、社会における新型コロナウイルスへの対応状況に鑑み、上位のレベルの対応を維持することがある。
- ・オンラインによる遠隔授業を行っている(予定している)期間中にリスクレベルが下がった場合においては、柔軟かつ適切に対応する。

## 3.【学生】

- ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合
- ・上記に対する本学の対応

学 生	本学の対応

## 【学生】

〇新型コロナウイルス感染症を疑わせる症 状が出た場合

1. 発症

発熱、咳、全身倦怠感等、通常のかぜ 症状がある場合は次のとおり行動して ください。

- ①毎朝検温し、熱がある場合は登校 せず、自宅で待機し④以降の行動を 取ってください。
- ② 検温せずに登校した場合は、登校後 速やかに各部局に備えてある非接触 型体温計で検温してください。
- ③ ②で熱がある場合及び学内で体調の 異変に気付いた場合は、改めて検温 及び酸素飽和度を確認し、速やかに 帰宅してください。 授業中の場合は担当教員に、ゼミ、 実験・実習中等の場合は、指導教員に 断った上で速やかに帰宅してください。
- ④ 症状が軽い時は、通常の医療機関**又** は各学科及び事務局に電話で相談し、 医師の指示に従ってください。
  - ・蓮田キャンパス事務局048-749-6111
  - ・岩槻キャンパス事務局048-758-7111
  - 早稲田医療技術専門学校048-758-7117

⑤「息苦しさや強いだるさ、それに、高熱などの症状がある場合」や「高齢者や基礎疾患があるなど重症化しやすい人で発熱や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の窓口(埼玉県の場合は「新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」)又は帰国者・接触者相談窓口に電話で相談し、指示に従ってください。

#### (埼玉県に居住の場合)

- ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民 サポートセンター 0570-783-770 (24時間受付)
- ・新型コロナ感染症に関する帰国者・接触者相談窓口(埼玉県) 県設置の保健所13か所 市設置の保健所4か所 電話番号は埼玉県 HP に掲載されて います。
- ⑥大学(所属する学科等)へ電話連絡して、次の事項を報告してください。 ア学籍番号、氏名 イ現在の状況
  - ・自身の症状、医師の診断内容等 ウ新型コロナウイルス感染者との接 触の有無
  - エ2週間前までの国内外の旅行歴 オ発症までの経過に関する情報
    - いつ頃からどのような症状があったか。
    - 熱がいつからどの程度上昇したか。
  - カ同居する家族に関する情報
    - ・新型コロナウイルス感染の状況

### キ発症2日前までの行動

- ・大学内における行動 授業、課外活動、会合、接触した 人の多寡、立ち寄った場所等
- ・学外における行動 接触した人の多寡、立ち寄った場 所等
- ク居住する自治体に相談した場合は その結果

#### ケ連絡先

人間科学部 蓮田キャンパス

- → 048-749-6111 保健医療学部 岩槻キャンパス
- → 048-758-7111 早稲田医療技術専門学校
- $\rightarrow$  048-758-7117
- ⑦以降、毎日2回(朝・夕)検温し、 体温及び症状を記録してください。
- ・電話連絡を受けた教職員は、当該学生に 対し修学上不利にならない扱いとする ことを伝えるとともに、別紙様式に基 づき報告内容を整理し、各キャンパス 事務局長、事務長、法人事務局、部局長 及び当該学生に関係する教員(担任等) に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長 に状況を報告する。
  - (この段階では、状況把握に止まる。) ※個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。

#### 2. 発症2日目・3日目

- 1)発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全 に回復した場合は、次のとおり行動してく ださい。
- ① 症状が改善してきた場合は、次に記載の3点全てを満たしてから登校してください。
  - ・少なくとも3日間、解熱剤の使用 なく発熱がない。
  - ・咳や息切れなどの発熱以外の症状 も既に改善している。
  - ・症状が出てから1週間経過している。

ただし、インフルエンザ等他の感染症に罹患した場合は、登校可との医師の診断が出てから登校してください。

- ② 当面の間はマスクを着用し、手洗い、咳エチケット等を励行してください。
- ③登校可能となった旨を1. ⑥-ケの 連絡先に報告してください。

2)依然として発熱、咳、全身倦怠感等の症 状が続いている場合は、次のとおり行動し

てください。

① 「息苦しさや強いだるさ、それに、高熱などの症状がある場合」や「高齢者や基礎疾患があるなど重症化しやすい人で発熱や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の窓口(埼玉県の場合は「新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」) 又は新型コロナ感染症に関する帰国者・接触者相談窓口に電話で相談し、指示に従ってください。

(埼玉県に居住の場合)

・埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター 0570-783-770 (24時間受付)

- ・電話連絡を受けた教職員は、当該学生に対し修学上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、別紙様式に基づき報告内容を整理し、各キャンパス事務局長、事務長、法人事務局、部局長及び当該学生に関係する教員(担任等)に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長 に状況を報告する。

・新型コロナ感染症に関する帰国者・ 接触者相談窓口(埼玉県) 県設置の保健所13か所 市設置の保健所4か所 電話番号は埼玉県HPに掲載され

- ② 基礎疾患がある方は、併せて主治医に 相談してください。
- ③ 1. ⑥-ケの連絡先に次の事項を報告 してください。

ア学籍番号、氏名
イ現在の状況

ています。

・自身の症状、医師の診断内容等

### 3. 発症4日目以降

- 1)発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。
  - ① 症状が改善してきた場合は、次に記載の3点全てを満たしてから登校してください。
    - ・少なくとも3日間、解熱剤の使用なく発熱がない。
    - ・咳や息切れなどの発熱以外の症状 も既に改善している。
    - ・症状が出てから1週間経過している。

ただし、インフルエンザ等他の感染症に罹患した場合は、登校可との医師の診断が出てから登校してください。

- ② 当面の間はマスクを着用し、手洗い、咳エチケット等を励行してください。
- ③ 登校可能となった旨を1. ⑥ケの連絡先に報告してください。

- ・報告を受けた教職員は、その内容を整理 するとともに、各キャンパス 事務局長、事務長、法人事務局、部局長 及び当該学生に関係する教員(担任等) に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長 に状況を報告する。

(この段階では、状況把握に止まる。) ※個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。

- ・報告を受けた教職員は、その内容を整理 するとともに、各キャンパス事務局長、 事務長、法人事務局、部局長及び当該 学生に関係する教員(担任等)に速やか に状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長 に状況を報告する。

- 2)依然として発熱、咳、全身倦怠感など の症状が続いている(解熱剤を飲み続 けなければならない場合を含む)場合 は、次のとおり行動してください。
- ①「息苦しさや強いだるさ、それに、高熱などの症状がある場合」や「高齢者や基礎疾患があるなど重症化しやすい人で発熱や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の窓口(埼玉県の場合は「新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」)又は新型コロナ感染症に関する帰国者・接触者相談窓口に電話で相談し、指示に従ってください。

(埼玉県に居住の場合)

- ・埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター 0570-783-770 (24時間受付)
- ・新型コロナ感染症に関する帰国者・接触者相談窓口(埼玉県) 県設置の保健所13か所市設置の保健所4か所電話番号は埼玉県HPに掲載されています。
- ③ 1. ⑥ケの連絡先に次の事項を報告 してください。

ア学籍番号、氏名 イ現在の症状及び状況

- ・報告を受けた教職員は、その内容を整理 するとともに、各キャンパス 事務局長、事務長、法人事務局、部局長 及び当該学生に関係する教員(担任等) に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長に状況を報告する。
  - (この段階では、状況把握に止まる。) ※個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。

- 〇新型コロナウイルス感染症と診断された 場合は次のとおり行動してください。
  - ① 完治するまで登校禁止とします。
  - ② (診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も登校禁止とします。)
  - ③ 医療機関の指示に従い、治療に専念してください。
  - (4) (報告可能な状況の場合)
    - 1. ⑥ケの連絡先に次の事項を報告してください。
    - ア 学籍番号、氏名
    - イ 現在の症状及び状況
    - ウ 大学内に置かる活動の態様
      - ・屋外で活動していた。
      - ・狭い室内で特定の少人数と 過ごしていた。
      - ・不特定多数との接触があり得た
    - エ 接触者の多寡
    - オ 同空間においてお至近距離 1時間以上滞在、至近距離で マスク無しで対面していたか。

- ・報告を受けた教職員は、その内容を整理 するとともに、各キャンパス 事務局長、事務長、法人事務局、部局長 及び当該学生に関係する教員(担任等) に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長に状況を報告する。
  - (この段階では、状況把握に止まる。) ※個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。
- ○当該学生が発症前後に大学構内に立ち入っていない場合及び本学教職員に濃厚接触者がいない場合の対応→地域において感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、本学関係者と接点が少ない場合は、特別な対策は不要
- 〇当該学生が発症前後に大学構内に立ち 入っている場合及び本学教職員が濃厚接 触者となり大学構内に立ち入っている場 合の対応
  - →さいたま市の衛生主管部局(さいたま市 保健 所疾病予防対策課感染症対策 係)と相談の上、 次の措置を取る。
  - ① 一定期間キャンパス閉鎖
  - ② 全構成員に対し、一定期間入構禁止、 自宅待機とし、人と接触しないよう要請

- ③ 遠隔授業は継続して実施
- ④ 全教職員に対し、一定期間在宅勤務を 指示
- 〇感染者が複数出た場合は、さいたま市の 衛生主管部局(さいたま市保健所疾病予 防対策課感染症対策係)と相談の上、次 の措置を取る。
- ① 一定期間キャンパス閉鎖
- ② 全構成員に対し、一定期間入構禁止、 自宅待機とし、人と接触しないよう要請
- ③ 遠隔授業は継続して実施
- ④ 全教職員に対し、一定期間在宅勤務 を指示

#### 〇広報

感染(者)状況を公表する。

公表内容等は、個人情報の保護に配慮しながらさいたま市の衛生主管部局(さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係)と擦り合わせる。

※個人情報保護の観点から、上記の情報を 扱う者は必要最小限に止めること。

## ⑤ 経過報告

- ア 可能な状況であれば、陽性と判定された後の経過を1、⑥ケの連絡先に報告してください。
- イ 引き続き医師の指示に従い、治療 に専念してください。
- ・報告を受けた教職員は、その内容を整理 するとともに、各キャンパス 事務局長、事務長、法人事務局、部局長 及び当該学生に関係する教員(担任等) に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長 に状況を報告する。

(状況把握)

※個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。

- ⑥ 治癒した場合
  - ア 自宅待機等、医師の指示に従ってく ださい。
  - イ 1. ⑥ケの連絡先に状況を報告して ください。
  - ウ 登校可との医師の診断が出てから 登校してください。登校したら1. ⑥ケ の窓口にお越しください。
    - ※医師診断書

- ○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚 接触者として特定された場合は、次のとお り行動してください。
  - ① 感染者と最後に濃厚接触した翌日から起算して2週間は登校禁止とします。
  - ② 自宅待機等、居住する自治体の衛生 主管部局の指示に従ってください。
  - ③ 1. ⑥ケの連絡先に次の事項を報告してください。

ア学籍番号、氏名

イ現在の症状及び状況

ウ新型コロナウイルス感染者との接 触の状況

エ2週間前までの国内外の旅行歴 オ発症までの経過に関する情報

- いつ頃からどのような症状があったか。
- 熱がいつからどの程度上昇したか。

カ同居する家族に関する情報

・新型コロナウイルス感染の状況 キ発症2日前までの自身の行動

- ・報告を受けた教職員は、その内容を整理 するとともに、各キャンパス
- 事務局長、事務長、法人事務局、部局長 及び当該学生に関係する教員(担任等) に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長に状況を報告する。

(状況把握)

※個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。

また、窓口に来たら、種々相談を受けるとともに、今後の対応について説明をする。

※対策本部 奥田 鈴木(盛)

- ・報告を受けた教職員は、その内容を整理 するとともに、各キャンパス 事務局長、事務長、法人事務局、部局長
  - 事務同長、事務長、法人事務同、部同長 及び当該学生に関係する教員(担任等) に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長に状況を報告する。

(状況把握)

- ※個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。
- 〇当該学生が濃厚接触後に大学構内に立 ち入っていない場合及び他に本学関係者 に濃厚接触者がいない場合の対応

ク大学内における活動の態様

- ・屋外で活動していた。
- ・狭い室内での特定の少人数と過ごしていた。
- ・不特定多数との接触があり得た。 ケ接触者の多寡
- ④ その後の状況により、上記のいずれか のパターンに従ってください。
- →地域において感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて 判明していて、本学関係者と接点が少ない場合は、特別な対策は不要
- 〇当該学生が濃厚接触後に大学構内に立 ち入っている場合及び他に本学関係者が 濃厚接触者となり大学構内に立ち入って いる場合の対応
  - →さいたま市の衛生主管部局(さいたま 市保健所疾病予防対策課感染症対策 係)と相談の上、次の措置を取る。
  - ① 一定期間キャンパス閉鎖
  - ② 全構成員に対し、一定期間入構禁止、 自宅待機とし、人と接触しないよう要請
  - ③ 遠隔授業は継続して実施
  - ④ 全教職員に対し、一定期間在宅勤務 を指示
- 〇濃厚接触者が複数出た場合は、さいたま 市の衛生主管部局(さいたま市保健所疾 病予防対策課感染症対策係)と相談の 上、次の措置を取る。
  - ① 一定期間キャンパス閉鎖
  - ② 全構成員に対し、一定期間入構禁止、 自宅待機とし、人と接触しないよう要請
  - ③遠隔授業は継続して実施
- ④全教職員に対し、一定期間在宅勤務を 指示

## 4.【教職員】

- ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合
- ・上記に対する本学の対応

教職員	本学の対応

## 【教職員】

- 〇新型コロナウイルス感染症を疑わせる症 状が出た場合
- 1. 発症

発熱、咳、全身倦怠感等、通常のかぜ 症状がある場合は次のとおり行動してく ださい。

- ① 出勤せず、自宅で待機してください。
- ② 就業中の場合は、速やかに帰宅してください。
- ③ 休暇を取得してください。
- ④ ただし、自宅で遠隔授業を行っている教員については、症状が軽く特別休暇を取得するまでもないと判断する場合は、当該遠隔授業を継続することを可とします。以後、体調・症状の変化により遠隔授業を継続することが困難と判断する場合には、当該遠隔授業を中止して休暇を取得し、療養に専念してください。
- ⑤ 大学で対面授業を行っている教員 については、万が一の感染症拡大防 止の観点から休暇を取得し、当該授 業を中止して療養に専念してくださ い。
- ⑥ 症状が軽い時は、通常の医療機関 に電話で相談し、医師の指示に従っ てください。相談の際は、⑧大学への 報告事項に準じて相談してください。

⑦「息苦しさや強いだるさ、それに、高熱などの症状がある場合」や「高齢者や基礎疾患があるなど、重症化しやすい人で発熱や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の窓口(埼玉県の場合は「新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」)又は帰国者・接触者相談窓口に電話で相談し、指示に従ってください。

## (埼玉県に居住の場合)

- ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民 サポートセンター 0570-783-770 (24時間受付)
- ・新型コロナ感染症に関する帰国者・ 接触者相談窓口(埼玉県) 県設置の保健所13か所 市設置の保健所4か所 電話番号は埼玉県HPに掲載され ています。
- ® 大学(所属する部局)へ電話連絡して、の事項を報告してください。
  - ア氏名

触の有無

- イ 現在の状況 自身の症状、医師の診断内容等 ウ 新型コロナウイルス感染者との接
- エ 2週間前までの国内外の旅行歴
- オ 発症までの経過に関する情報
  - いつ頃からどのような症状があったか。
  - 熱がいつからどの程度上昇したか。
- カ 同居する家族に関する情報
  - ・新型コロナウイルス感染の状況
- キ 発症2日前までの行動
  - ・大学内における行動 授業、研究活動、会議、会合、

接触した人の多寡、立ち寄った場所等

- ・学外における行動 接触した人の多寡、立ち寄った 場所等
- ク 居住する自治体に相談した場合はそ の結果

#### ケ 連絡先

人間科学部 蓮田キャンパス

- → 048-749-6111
  保健医療学部 岩槻キャンパス
- → 048-758-7111 早稲田医療技術専門学校
- $\rightarrow$  048-758-7117
- ⑨以降、毎日2回(朝・夕)検温し、 体温及び症状を記録してください。

## 2. 発症2日目・3日目

- 1)発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。
- ①症状が改善してきた場合は、次に記載の3点全てを満たしてから出勤 してください。
  - ・少なくとも3日間、解熱剤の使用なく発熱がない。
  - ・咳や息切れなどの発熱以外の症状 も既に改善している。
  - ・症状が出てから1週間経過している。

ただし、インフルエンザ等他の感染 症に罹患した場合は、出勤可との医 師の診断が出てから出勤してくださ い。

②当面の間はマスクを着用し、手洗い、咳エチケット等を励行してくだ

- ・電話連絡を受けた教職員は、その内容を 整理するとともに、各キャンパス 事務局長、事務長、法人事務局、部局長 に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長 に状況を報告する。

さい。

③出勤可能となった旨を1. ®-ケの 連絡先に報告してください。

## 2)依然として発熱、咳、全身倦怠感等の 症状が続いている場合は、次のとおり行動 してください。

①「息苦しさや強いだるさ、それに、 高熱などの症状がある場合」や「高 齢者や基礎疾患があるなど、重症化 しやすい人で発熱や咳といった比較 的軽いかぜの症状がある場合」はす ぐに、居住する自治体の窓口(埼玉 県の場合は「新型コロナウイルス感 染症県民サポートセンター」)又は 帰国者・接触者相談窓口に電話で相 談し、指示に従ってください。

(埼玉県に居住の場合)

- ・埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター (24時間対応)
  - 0570 783 770
- ・新型コロナ感染症に関する帰国 者・接触者相談窓口(埼玉県) 県設置の保健所13か所 市設置の保健所4か所 電話番号は埼玉県HPに掲載 されています。
- ② 基礎疾患がある方は、併せて主治医に相談してください。
- ③ 引き続き休暇を取得してください。

- ・報告を受けた教職員は、その内容を 整理するとともに、各キャンパス 事務局長、事務長、法人事務局、部局長 に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長 に状況を報告する。

④ 1. **®**-ケの連絡先に次の事項を 報告してください。

ア氏名

イ 現在の症状及び状況

## 3. 発症4日目以降

- 1)発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。
- ①症状が改善してきた場合は、次に記載の3点全てを満たしてから出勤してください。
- ・少なくとも3日間、解熱剤の使用な く発熱がない。
- ・咳や息切れなどの発熱以外の症状も 既に改善している。
- ・症状が出てから1週間経過している。

ただし、インフルエンザ等他の感染 症に罹患した場合は、出勤可との医 師の診断が出てから出勤してくださ い。

- ②当面の間はマスクを着用し、手洗い、咳エチケット等を励行してくだ さい。
- ③出勤可能となった旨を1. ⑧ケの連絡先に報告してください。

- ・報告を受けた教職員は、その内容を 整理するとともに、各キャンパス 事務局長、事務長、法人事務局、部局長 に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長 に状況を報告する。

- ・報告を受けた教職員は、その内容を 整理するとともに、各キャンパス 事務局長、事務長、法人事務局、部局長 に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長 に状況を報告する。

(この段階では、状況把握に止まる。) ※個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。

- 2)依然として発熱、咳、全身倦怠感など の症状が続いている(解熱剤を飲み続 けなければならない場合を含む)場合 は、次のとおり行動してください。
  - ①「息苦しさや強いだるさ、それに、高熱などの症状がある場合」や「高齢者や基礎疾患があるなど、重症化しやすい人で発熱や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の窓口(埼玉県の場合は「新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」)又は帰国者・接触者相談窓口に電話で相談し、指示に従ってください。

(埼玉県に居住の場合)

- ・埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター (24時間対応)
- 0570 783 770
- ・新型コロナ感染症に関する帰国者・接触者相談窓口(埼玉県)県設置の保健所13か所市設置の保健所4か所電話番号は埼玉県HPに掲載されています。
- ②引き続き休暇を取得してくだ さい。
- ③1, ⑧ケの連絡先に次の事項を報告してください。

ア氏名 イ現在の症状及び状況

- ・報告を受けた教職員は、その内容を 整理するとともに、各キャンパス 事務局長、事務長、法人事務局、部局長 に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長に状況を報告する。

- ○新型コロナウイルス感染症と診断された 場合は、次のとおり行動してください。
- ① 完治するまで就業禁止とします。
- ② 診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も就業禁止とします。
- ③ 医療機関の指示に従い、治療に専念してください。
- ④ 引き続き特別休暇を取得してください。
- ⑤1. ⑧-ケの連絡先に次の事項を報告してください。
  - ア氏名
  - イ 現在の症状及び状況
  - ウ 大学内における活動の態様
    - ・屋外で活動していた。
    - ・狭い室内での特定の少人数と過ごしていた。
    - ・不特定多数との接触があり得た。
  - エ 接触者の多寡
  - オ同空間においてお至近距離 1時間以上滞在、至近距離で マスク無しで対面していたか。

- ・報告を受けた教職員は、その内容を 整理するとともに、各キャンパス 事務局長、事務長、法人事務局、部局長 及び当該学生に関係する教員(担任等) に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長 に状況を報告する。
  - (この段階では、状況把握に止まる。) ※個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。
- ○当該教職員が発症前後に大学構内に立ち入っていない場合及び他に本学関係者に濃厚接触者がいない場合の対応→地域において感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、本学関係者と接点が少ない場合は、特別な対策は不要
- ○当該教職員が発症前後に大学構内に立ち入っている場合及び本学関係者が濃厚接触者となり大学構内に立ち入っている場合の対応→さいたま市の衛生主管部局(さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係)と相談の上、次の措置を取る。

- ①一定期間キャンパス閉鎖
- ②全構成員に対し、一定期間入構禁 止、自宅待機とし、人と接触しないよ う要請
- ③遠隔授業は継続して実施
- ④全教職員に対し、一定期間在宅勤 務を指示
- 〇感染者が複数出た場合は、さいたま市の 衛生主管部局(さいたま市保健所疾病予 防対策課感染症対策係)と相談の上、次 の措置を取る。
  - ①一定期間キャンパス閉鎖
  - ②全構成員に対し、一定期間入構禁止、 自宅待機とし、人と接触しないよう要請
  - ③遠隔授業は継続して実施
  - ④全教職員に対し、一定期間在宅勤務を 指示

#### 〇広報

感染(者)状況を公表する。

公表内容等は、個人情報の保護に配慮しながらさいたま市の衛生主管部局(さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係)と擦り合わせる。

※個人情報保護の観点から、上記の情報を 扱う者は必要最小限に止めること。

- ・報告を受けた教職員は、その内容を 整理するとともに、各キャンパス 事務局長、事務長、法人事務局、部局長 に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長に状況を報告する。

(状況把握)

※個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。

### ⑥経過報告

ア可能な状況であれば、陽性と判定された 後の経過を1、®ケの連絡先に報告してくだ さい。

イ引き続き医師の指示に従い、治療に 専念してください。

- ⑦治癒した場合
  - ア自宅待機等、医師の指示に従ってく ださい。
  - イ1. ®−ケの連絡先に状況を報告してく ださい。
  - ウ就業可との医師の診断が出てから出勤してください。出勤したら1. ⑧の窓口にお越しください。附属学校園の教職員は1. ⑧の窓口に連絡してください。
- ○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚 接触者として特定された場合は、次のとお り行動してください。
  - ①感染者と最後に濃厚接触した翌日から起算して2週間は出勤禁止とします。
  - ②自宅待機等、居住する自治体の衛生主 管部局の指示に従ってください。
  - ③ 休暇を取得してください。
  - ④1. ®-ケの連絡先に次の事項を報告してください。

ア氏名

- イ現在の症状及び状況
- ウ新型コロナウイルス感染者との接 触の状況
- エ2週間前までの国内外の旅行歴 オ発症までの経過に関する情報
  - いつ頃からどのような症状があったか。
  - 熱がいつからどの程度上昇したか。

カ同居する家族に関する情報

- ・新型コロナウイルス感染の状況 キ発症2日前までの行動
  - ・大学内における行動 授業、研究活動、会合、立ち寄っ た場所等

- ・報告を受けた教職員は、その内容を 整理するとともに、各キャンパス 事務局長、事務長、法人事務局、部局長 に速やかに状況を報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長に状況を報告する。

(状況把握)

- ・窓口に来たら、種々相談を受けるととも に、今後の対応について説明する。
- ※個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。

- ・報告を受けた教職員は、当該教職員に 対し就業不利にならない扱いとするこ とを伝えるとともに、その内容を整理 し、各キャンパス事務局長、事務長、 法人事務局、部局長に速やかに状況を 報告する。
- ・法人事務局は、速やかに学園長及び学長に状況を報告する。
  - ※個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。
- 〇当該教職員が濃厚接触後に大学構内に 立ち入っていない場合及び本学関係者に 濃厚接触者がいない場合の対応
  - →地域において感染者が出ていない場合 や、地域における感染経路がすべて判明 していて、本学関係者と接点が少ない場 合は、特別な対策は不要

- ○当該教職員が濃厚接触後に大学構内に立ち入っている場合及び本学関係者が濃厚接触者となり大学構内に立ち入っている場合の対応 → さいたま市の衛生主管部局(さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係)と相談の上、次の措置を取る。
  - ① 一定期間キャンパス閉鎖
  - ②全構成員に対し、一定期間入構禁止、 自宅待機とし、人と接触しないよう要請
  - ③遠隔授業は継続して実施
  - ④全教職員に対し、一定期間在宅勤務を 指示
- 〇濃厚接触者が複数出た場合は、さいたま 市の衛生主管部局(さいたま市保健所疾 病予防対策課感染症対策係)と相談の 上、次の措置を取る。
  - ①一定期間キャンパス閉鎖
  - ②全構成員に対し、一定期間入構禁止、 自宅待機とし、人と接触しないよう要請
  - ④ 遠隔授業は継続して実施
  - ⑤ 全教職員に対し、一定期間在宅勤務 を指示

#### 【連絡先等一覧】

### 1 保護者、学生等への周知

(ア)保護者、学生への周知

UHAS@My キャンパスでの周知

(イ)一般への周知

HP への掲載。

#### 2 関係機関への報告

(ア)さいたま市保健所

TEL:048 (840) 2205 FAX:048 (840) 2228

(イ) 埼玉県教育局 (保健体育課)

指定書式あり(別添1-①、② 令和2年6月18日付 埼玉県総務部学事課長発)

#### (ウ) 文部科学省私学行政課への報告

03(5253)4111(内2532) 03(6734)2527 直通

sigakugy@mext.go.jp

指定書式あり (別添2 令和2年7月15日付 私学行政課 E-mail

令和2年8月19日付 私学行政課 E-mail 指定書式変更)

対象:学生、教職員

※原則 メールで連絡(件名:【大学名】新型コロナウイルス感染者報告)

陽性判明から報告が大きく遅れている場合や、集団感染の疑いがある場合などは電話でも連絡。

#### 県設置の保健所 (平日8時30分~17時15分)

名称	電話番号	FAX 番号	所在地	担当区域	
南部保健所	048-262-6111	048-261-0711	〒333-0842 川口市前川 1-11-1	蕨市、戸田市	
朝霞保健所	048-461-0468	048-461-0133	〒351-0016 朝霞市青葉台 1-10-5	朝霞市、志木市、和光市、 新座市、富士見市、 ふじみ野市、三芳町	
春日部保健所	048-737-2133	048-736-4562	〒344-0038 春日部市大沼 1-76	春日部市、松伏町	
草加保健所	048-925-1551	048-925-1554	〒340-0035 草加市西町 425-2	草加市、八潮市、三郷市、 吉川市	
鴻巣保健所	048-541-0249	048-541-5020	〒365-0039 鴻巣市東 4-5-10	鴻巣市、上尾市、桶川市、 北本市、伊奈町	

東松山保健所	0493-22-0280	0493-22-4251	〒355-0037 東松山市若松町 2-6-45	東松山市、滑川町、嵐山町、 小川町、川島町、吉見町、 ときがわ町、東秩父村
坂戸保健所	049-283-7815	049-284-2268	〒350-0212 坂戸市石井 2327-1	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、 越生町、鳩山町
狭山保健所	04-2954-6212	04-2954-7535	〒350-1324 狭山市稲荷山 2-16-1	所沢市、飯能市、狭山市、 入間市、日高市
加須保健所	0480-61-1216	0480-62-2936	〒347-0031 加須市南町 5-15	行田市、加須市、羽生市
幸手保健所	0480-42-1101	0480-43-5158	〒340-0115 幸手市中 1-16-4	久喜市、蓮田市、幸手市、 白岡市、宮代町、杉戸町
熊谷保健所	048-523-2811	048-523-4486	〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄保健所	0495-22-6481	0495-22-6484	〒367-0047 本庄市前原 1-8-12	本庄市、美里町、神川町、上里町
<u></u> 秩父保健所	0494-22-3824	0494-22-2798	〒368-0025 秩父市桜木町 8-18	秩父市、横瀬町、皆野町、 長瀞町、小鹿野町

## 市設置の保健所等

名称	電話番号	FAX 番号	所在地	
さいたま市 各区役所保健センター	https://www.city.saitama.jp/002/001/008/004/004/p069410.html			
川越市保健所	049-227-5107	049-224-2261	〒350-1104 川越市小ヶ谷 817-1	
越谷市保健所	048-973-7530	048-973-7534	〒343-0023 越谷市東越谷 10-31	
川口市保健所	048-423-6832	048-423-8852	〒333-0842 川口市前川 1-11-1	

## 3 第二種感染症指定医療機関の指定状況(平成31年4月1日現在 厚生労働省)

		1		
		病床数		
No	病院名	感染病床	結核病床	一般病床又
		数		は 精神病床
1	さいたま市立病院★	10	20	
2	東松山市民病院	4		
3	深谷赤十字病院	6		
4	埼玉県済生会 栗橋病院★	4		
5	埼玉医科大学病院	4		6
6	本庄総合病院	2		
7	春日部市立医療センター★	2		
8	埼玉県立循環器・呼吸器医療センター	21	30	
9	上尾中央総合病院	9		
10	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	4		
11	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院		30	_

★看護学科実習施設

## 4 関連通知

- ・令和 2 年 5 月 22 日付 教保第 251-1 号 「新型コロナウイルス感染者発生時の対応について」
  - ・臨時休業実施・・・令和2年4月22日付 教保第251-1号 「新型コロナウイルス感染者の「指定感染症」への指定を受けたことによる「感染症及び食中毒の発生報告について(依頼)」
  - ・令和2年6月5日高等教育局長通知「大学における新型コロナウイルス感染症への対応 ガイドラインについて(周知)」